

改正

令和元年8月13日告示第74号

令和3年1月28日告示第32号

令和3年12月1日告示第349号

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条第1号において「法」という。）第115条の45第1項第1号イ及び同号ロに規定する事業のうち、主に住民が実施主体となる高齢者向けの事業（以下「サービス事業」という。）を提供する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、多様な主体の参画による日常生活の支援体制を推進し、もって被保険者（同項各号列記以外の部分に規定する被保険者をいう。次条第1号及び別表において同じ。）が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスB サービス事業のうち、居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）及び事業対象者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号又は第3号の規定に該当する被保険者をいう。次号及び別表において同じ。）に対し、特定非営利活動法人又はボランティア活動団体を実施する、買物、掃除等の生活援助を行うものをいう。
- (2) 通所型サービスB サービス事業のうち、居宅要支援被保険者及び事業対象者に対し、特定非営利活動法人又はボランティア活動団体を実施する、介護予防又は認知症予防に資するレクリエーション等を行う通いの場を提供するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、サービス事業を提供する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において活動する団体
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に

規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

（4） 次条の登録を受けている団体

（団体の登録等）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施団体登録（変更）届出書（様式第1号）に賃貸借契約書の写し（通所型サービスBを実施する団体であって、通所型サービスを提供する会場を賃貸借契約しているものに限る。）を添付して市長に提出し、登録を受けなければならない。届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

（登録の抹消）

第5条 前条の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録の抹消を求めるときは、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施団体登録抹消届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、団体の登録を抹消するものとする。

3 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

（1） 前条の規定による届出の内容に偽りがあったとき。

（2） その他不適当と認める事実があったとき。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費であって市長が必要と認めるものとする。

（1） 訪問型サービスB及び通所型サービスBに要する経費

（2） サービス事業を開始するための準備に要する経費（次条第2項において「サービス事業開始準備経費」という。）

（補助金の額等）

第7条 訪問型サービスB及び通所型サービスBに要する経費に係る補助金の額は、別表に定める額とする。

2 サービス事業開始準備経費に係る補助金の額は、当該サービス事業開始準備経費に相当する額とし、5万円を限度とする。

3 前項に規定する補助金の交付は、訪問型サービスB又は通所型サービスBにつきそれぞれ1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第1項に規定する補助金の交付を受けようとする登録団体は、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書(様式第3号)に坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施報告書(様式第4号)を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する補助金の交付を受けようとする登録団体は、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書(サービス事業開始準備用)(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた登録団体(以下「交付団体」という。)は、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金に充てることができない経費)

第11条 前条第2項の規定により交付された補助金は、ボランティアの人件費、施設整備の費用(軽微な改修に係るものを除く。)、直接居宅要支援被保険者等に対する支援等に関係のない従事者の募集及び雇用に要する費用、広告及び宣伝に要する費用等に充てることができない。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、登録団体に対し、訪問型サービスB又は通所型サービスBの実施について、報告を求め、必要な限度において調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したと

きは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 団体の登録のために必要な届出その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年8月13日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日告示第32号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日告示第349号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分			居宅要支援被保険者		事業対象者	
			要支援1	要支援2	第2号 該当者	第3号 該当者
単価 方式	訪問型サ ービスB	1回当た りの金額 (円)	500	500	500	500
		利用限度 回数 (回)	5	10	5	10
	通所型サ ービスB (会場の 賃貸借契	1回当た りの金額 (円)	1,000	1,000	1,000	1,000
		利用限度	5	10	5	10

	約がない 場合)	回数 (回)				
	通所型サ ービスB (会場の 賃貸借契 約がある 場合)	1 回当た りの金額 (円)	1,800	1,800	1,800	1,800
		利用限度 回数 (回)	5	10	5	10
月額 方式	訪問型サ ービスB 及び通所 型サービ スB	1 か月当 たりの金 額 (円)	10,000			

備考

- 1 第2号該当者とは、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に該当する被保険者をいい、第3号該当者とは、同条第3号の規定に該当する被保険者をいう。
- 2 利用限度回数とは、対象者1人につき1か月当たりの訪問型サービスB又は通所型サービスBの利用限度回数をいう。
- 3 補助金の交付は、市長が別に定める基準に従って行う登録団体の選択により、単価方式又は月額方式のいずれかの方式によるものとする。

様式第1号（第4条関係）
様式第1号（第4条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施団体登録
（変更）届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

届出者 所在地
名称
代表者氏名

団体の登録を受けたい（登録の内容を変更したい）ので、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第4条の規定により届け出ます。

実施予定サービス		☐ 訪問型サービスB ・ ☐ 通所型サービスB	
申請団体	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	代表者連絡先	電話番号	
		FAX番号	
	主な活動内容		
	主な活動地区		
	サービス提供会場	名称	
		所在地	
電話番号			
賃貸借契約		☐ 有り ・ ☐ 無し	

- 備考1 変更の場合は、変更後の内容を記入してください。
- 2 実施予定サービスの欄は、希望する事業に✓印を記入してください。
- 3 主な活動内容の欄は、訪問型サービスB又は通所型サービスBとして活動する際の提供予定サービスの内容を記入してください。
- 4 主な活動地区の欄は、訪問型サービスB又は通所型サービスBとして活動する際に提供できる活動地区を記入してください。
- 5 サービス提供会場の欄は、通所型サービスBを実施する場合に記入してください。

添付書類 賃貸借契約書の写し（通所型サービスBを選択した団体で、サービス提供会場を賃貸借契約しているものに限る。）

様式第2号（第5条関係）
様式第2号（第5条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施団体登録抹消届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

届出者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで届け出た団体の登録について、下記のとおり登録を抹消したいので、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録抹消日
- 2 抹消の理由

様式第3号（第8条関係）
様式第3号（第8条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 団 体 名 称

代表者住所

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要
綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 サービスの区分

2 サービス提供月 年 月から 年 月まで

3 補助金申請金額 金 円

4 添付書類

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施報告書（様式第4号）

様式第4号（第8条関係）
様式第4号（第8条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業実施報告書

年 月 日

坂戸市長 あて

報告者 団体名称
代表者住所
代表者氏名

- 1 サービスの区分
- 2 実施月 年 月分
- 3 地域包括支援センターの名称
- 4 利用者一覧

利用者				利用 回数	利用日
被保険者 番号	氏 名	住 所	対 象 区 分		

備考

- 1 単価方式による場合にあつては、地域包括支援センターごとに報告書を作成してください。
- 2 対象区分の欄は、単価方式による場合にあつては①要支援1、②要支援2、③第2号該当者又は④第3号該当者のうち該当する区分の番号を、月額方式による場合にあつては①要支援1、②要支援2、③第2号該当者、④第3号該当者又は⑤①から④までのいずれにも該当しない者のうち該当する区分の番号を記入してください。
- 3 利用回数の欄は、当該実施月の合計利用回数を記入してください。
- 4 利用日の欄は、利用した日の全てを記入してください。

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書
（サービス事業開始準備用）

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 団 体 名 称

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

補助金の交付を受けたいので、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）構成員名簿

（4）その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）
様式第6号（第9条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付・
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり
交付・不交付することに決定したので、坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金
交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 不交付の場合の理由

様式第7号（第10条関係）
様式第7号（第10条関係）

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書

年 月 日

坂戸市長 あて

請求者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

坂戸市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、
下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店
預 金 種 別	普通	当 座
口 座 番 号		
フリガナ		
名 義 人 氏 名		